

## 会議録

### 平成27年第4回更別村議会定例会

- 1 開催年月日 平成27年12月10日
- 2 招集の場所 更別村役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (8名)  
議 長 松橋昌和 副議長 本多芳宏  
1 安村 敏博 2 太田 綱基 3 高木 修一  
4 織田 忠司 5 上田 幸彦 6 村瀬 泰伸
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員  
村 長 西山 猛 副 村 長 森 稔宏  
教 育 長 荻原 正 農 業 委 員 会 長 織田忠司  
代 表 監 査 委 員 笠原幸宏 会 計 管 理 者 金曾隆雄  
総 務 課 長 吉本正美 企 画 政 策 課 長 高橋祐二  
産 業 課 長 本内秀明 住 民 生 活 課 長 宮永博和  
建 設 水 道 課 長 佐藤成芳 保 健 福 祉 課 長 安部昭彦  
診 療 所 事 務 長 佐藤敬貴 教 育 次 長 新関 保  
農業委員会事務局長 小林浩二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員  
事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛 小野山果菜
- 8 議事日程  
日程第1 会議録署名議員指名の件  
日程第2 議会運営委員長報告  
日程第3 会期決定の件  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 一般行政報告  
日程第6 教育行政報告  
日程第7 議案第66号 更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件  
日程第8 議案第67号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件  
日程第9 議案第68号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第10 議案第69号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件

|       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第11 | 議案第70号 | 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件        |
| 日程第12 | 議案第71号 | 南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分の件             |
| 日程第13 | 議案第72号 | 平成27年度更別村一般会計補正予算（第4号）の件          |
| 日程第14 | 議案第73号 | 平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件    |
| 日程第15 | 議案第74号 | 平成27年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件 |
| 日程第16 | 議案第75号 | 平成27年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件    |
| 日程第17 | 議案第76号 | 平成27年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件   |
| 日程第18 | 請願第3号  | T P Pから農業・農村及び国民の命と暮らしを守る請願書の件    |

#### 9 会議録署名議員の指定

議長は会議録署名の指定に次の2名を指名した。

6 村瀬 泰伸      7 本多 芳宏

## 議 事 の 経 過

|     |   |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ただいまの出席議員は、8名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回更別村議会定例会を開会をいたします。 (10時00分)</p> <p>村長より招集の挨拶があります。</p> <p>西山村長</p>  |
| 村 長 | <p>本日ここに、平成27年第4回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。まず農業であります。当初極端な少雨による干ばつ、急激な気温の上昇による高温等、異常気象による不安定な天候が続き、心配されたところではありますが、生産者を始め関係者のご努力により、今年も豊作となり、今年度の総生産額も約120億円と、昨年に引き続き史上最高を更新する見込みであるとお聞きいたしております。また11月には、市街地活性化拠点であるm a ・ n a ・ c aがオープンし、街なか賑わい創出に向け、商工会始め、関係各位の皆さんとの連携した市街地活性化への創意工夫ある取り組みがスタートしました。一方、国内に目を向けると、これまでの長期にわたる景気の低迷から、ゆるやかな回復基調が続いているものの、地域の隅々まで景気の回復が行き渡る状況には未だ至っていないのが現状であります。10月5日には、TPP協定、交渉の大筋合意が成されたところではありますが、今回の合意は、地域経済等の幅広い分野に大きな影響を及ぼすとともに、農林水産業に深刻な打撃を与える懸念があり、食糧自給率の低下や地方創生を進めるにあたって大きな支障となりかねないものであります。重要5品目も含め、経営所得安定対策への事業の拡充や、財政措置、さらには農林水産業の体質強化や新たな交付金の設立等、強力な振興策を国に対して強く求めるものであります。さて、少子高齢化社会の急激な進行のもと、本村においても人口減少の克服と、地域の活性化を目指し、新たに人口ビジョンと総合戦略を策定したところであります。子育て支援や医療、教育、福祉の充実、基幹産業である農業や商工業の振興に向け、5年間の具体目標と細かな施策を決定し、しっかりとその具現化に取り組んでまいりたいと考えております。今後も次期総合計画の立案も視野に入れながら、意欲的に住民ニーズの把握や計画の実施、評価に努めてまいり所存であります。引き続き行政執行方針である、住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村の実現のため、新年度の施策立案や予算編成等に鋭意努めてまいり所存でありますので、さらに議員各位の皆さまのご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。今定例会におきましては、人事案件1件、条例等の制定、改正案件4件、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分の件、そして一般会計補正予算、各特</p> |

別会計補正予算、報告等のご審議をお願いするものであります。以上、よろしくお願ひ申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたします。

議長 村長の挨拶が終わりました。

議長 ただちに本日の会議を開きます。

議長 本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

議長 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、6番村瀬さん、7番本多さんを指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議長 議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 高木議会運営委員長

議会運営委員長 議会運営委員会において、協議決定した内容をご報告いたします。先に第4回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ12月3日午後2時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。その結果、会期については、提出案件の状況等を考慮し検討した結果、本日から12月16日までの7日間と認められました。以上、委員会での結果を報告申し上げますが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。

議長 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

議長 おはかりをいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの7日間といたしたいと思ひます。

議長 これにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 したがって、会期は7日間と決定をいたしました。

議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

議長 諸般の報告は、印刷をしてお手元に配布しておきましたから、ご了承を願ひます。

議長 次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

議長 安村総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長 それでは、総務厚生常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。別紙ご用意させていただいておりますので、朗読にて報告させていただきたいと思ひます。調査日時でございますけれども、平成27年10月27日火曜日、午後1時30分より、場所は議員控室、調査事

項につきましては、村有財産（土地・建物）の利活用についてでございます。経過としては、委員6名により、調査事項について総務課長等の出席を求め、調査を行いました。調査の結果でございます。村有財産のうち、普通財産、土地・建物の管理、活用状況につき、資料に基づき説明を受けました。村有財産の土地については、一部を除き所有目的並びに貸付状況を精査したところ、おおむね適正に管理、貸付料の徴収がなされていると認められます。一部施設については、具体的取扱い方針が定められており、取扱い方針計画に基づき速やかに実施されることを望みます。21年12月取得のコムニ団地3,488㎡、南3線95-2につき、商業用地として位置付けし、商業者の参入を期待したところではございますが、現状の周辺環境から、今後においても商業地として存続するのが望ましいのか、今一度検討すべき時期にきていると思われまますので、村は必要に応じ、住民参画のもと、検討組織を立ち上げ、それら意見の集約を図るとともに、地方創生総合戦略並びに第6期更別村総合計画に反映すべきであります。なお、本調査を実施するにあたり、特に委員各位より現地確認の必要性があると認められた下記2項目においても同時に現地確認を実施したので、その所見を記述させていただきます。(1)平成2年12月に取得したふるさと館区画189番地の1、32,385㎡のうち、3,500㎡について取得より25年が経過した中で、現状において遊休地となっています。今後早急なる利活用が図られるよう検討組織を設置し、具体的利活用案が提案されることを求めます。(2)平成25年6月に取得した旧帯広開発建設部十勝南部農業開発事業所用地並びに施設において、利用目的をもって取得したが、昨年の調査報告にも関わらず、具体的施策が講じられず、舗装の劣化、樹木等の管理不行届き、施設内部等の劣化が著しいと判断されるため、総合的な更別市街地活性化対策の観点からも、早急に具体的な利活用方針が示されるべきであり、現状での放置は許されるものではない。以上、報告といたします。

議 長

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

産業文教常任委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。1つ目調査日時、平成27年11月19日木曜日、午後2時。2つ目調査場所、更別村議会議員控室。3つ目調査事項、上更別幼稚園舎整備について。経過、委員6名により、調査事項について教育次長等の出席を求め調査を行いました。調査の結果としまして、上更別幼稚園舎（以下「園舎」）は、昭和49年に建設し、築40年を経過し老朽化が進み、平成25年に建設耐震診断において強度不足の判定がありました。入園児の安全の上でも、早期の改善を図る必要があることから、園舎建設

の検討がされているので、産業文教常任委員会（以下「委員会」）において調査を行うものであります。園舎基本設計の現段階において、子育て委員会や上更別地区活性化協議会等の意見交換会を経て、さまざまな課題の解消に向けた検討を重ねられ、1つ、上更別地域における子育て環境の充実を図る。2つ、建設候補地の選定。3つ、建設計画のスケジュールについて、説明を受けました。上更別幼稚園の園児受入は、満3歳児から5歳児であるが、新たに上更別地域の0～2歳児の保育利用のニーズもあり、今後子どもを産み育てる保護者世帯は徐々に増加する見込みもあることや、さらに一時保育事業や子育て支援センター事業の施設としての環境充実を図ることも考慮し、これらを加える施設体制としています。また、学童保育的な機能として、児童生徒が放課後自由に入出りでき、気軽に安心して集まることができる居場所づくりを図れる、児童館的役割も担うことを考慮した園舎整備となっております。園舎の老朽化対策、園児の安全確保を目的としますが、運営については、幼稚園機能を基本として、子ども子育て支援を考慮した施設の運用方法の形態として、認定こども園4類型から、幼稚園型認定こども園あるいは、幼稚園に地域型保育事業を合わせ持つ形態の2つに絞り込み、さらなる検討としております。建設場所は2か所提案されましたが、上更別小学校に近く、上更別福祉館（以下「福祉館」）と隣接した園舎とした場所は、福祉館と接続させ児童館的役割を持たせた福祉館の利活用を図る等、上更別地域の活性化を考慮しており、上更別公園地帯の全体の活用とバランスよく配置されているので優位であると考えております。今後はさらに上更別地域住民説明会等の意見交換をして進めるとしておりました。委員会としましては、園舎の老朽化対策、園児の安全確保、園舎の機能性、厨房等効率の高い施設であることは基本であります。更別村の今後の人口動態からみて、幼稚園が2か所必要とする理由を明確にするためには、上更別地域の活性化を図る、振興策として考える必要があると思っております。また、建設費等財政には充分考慮し、運営主体や運営についても保育料を含めた更別との地域差のないようにしなければならない。園舎基本設計の策定は、6月新たに教育委員会に配置された子ども支援係が中心となり、庁内他課との調整を進められていますが、今後園舎整備を進めるにあたり、上更別地域の活性化を図る、子育て支援、幼稚園、保育所と異なる関係機関の調整をはじめ、庁内組織の幾つかの課にもまたがる幅広い業務内容であるので、始めに現執行体制をより強化するための新たな体制づくりが必要と考えております。上更別地域の誰もが集い支え合いの場所として、活性化を図る拠点施設として進め、老人等にも配慮して地域住民全体の意見交換を行い、上更別地域の土地利用、既施設利用等、全体の利活用が図れるよう、更なる検討を求めます。以上報告といたします。

|   |   |   |
|---|---|---|
| 議 | 長 | これで常任委員会の報告を終わります。  |
| 議 | 長 | 日程第5、一般行政報告を行います。   |
|   |   | 一般行政報告は文書で配布されております。  |
|   |   | なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。   |
|   |   | 西山村長  |
| 村 | 長 | それではですね、口頭にて一般行政報告の補足説明をさせていただきます。一般行政報告についてはですね、文書でお配りしたとおりであります。1 寄付についてはですね、平成 27 年 9 月 16 日匿名希望より現金 5,000 万円の寄付。2 寄付について、平成 27 年 9 月 30 日、更別区西本様よりですね、現金 200 万円の寄付。3 寄付について、よつ葉乳業株式会社様より、現金 600 万円の寄付、ということになっております。4 番目にはですね、平成 27 年度建設工事進捗状況、100 万円以上について報告をさせていただきました。1 番から 3 番までの寄付の件であります。1、2 番については、更別村寄付条例第 2 条第 12 号、そのほか目的達成のため村長が必要と認める事業に対する指定寄付となっています。3 番目についてはですね、農業振興に関する事業という指定を受けております。3 番目についてはですね、今回の補正には計上されておられません。次回ということになります。寄付の金額がですね、いずれもですね、大変高額となっておりますが、寄付者の皆さまのですね、ふるさと更別、及び更別村発展に寄せるですね、熱い思いをですね、強く受け止め、ご寄付の趣旨に沿ったですね、運用に努めてまいりたいと考えております。4 の平成 27 年度建設工事の進捗状況、100 万円以上についてでありますけれども、次ページのとおり、まとめてございます。工事等、順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。以上、私からの口頭説明とさせていただきます。 |
| 議 | 長 | これから一般行政報告に対する質疑を行います。  |
|   |   | 質疑の発言を許します。   |
|   |   | ありませんか。   |
|   |   | (ありませんの声あり)   |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。  |
| 議 | 長 | 日程第6、教育行政報告を行います。   |
|   |   | 教育行政報告は文書で配布をされております。   |
|   |   | これで教育長からの教育行政報告を終わります。  |
| 議 | 長 | これから、教育行政報告に対する質疑を行います。   |
|   |   | 質疑の発言を許します。   |
|   |   | ございませんか。  |
|   |   | (ありませんの声あり)   |
| 議 | 長 | これで質疑を終わります。  |
| 議 | 長 | 日程第7、議案第 66 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を   |

求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第 66 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意を求める件で  
ございます。更別村公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地  
方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるもの  
であります。今回、前委員の田中里子委員の後任として、同意を得よ  
うとする方は、北海道河西郡更別村字更別南 9 線 86 番地 3、宗宮純花  
さん、昭和 46 年 4 月 18 日生まれ、44 歳でございます。宗宮さんにお  
かれましては、平成 17 年より 1 年間、村子育て委員会委員として、子  
育て支援を始め、医療、福祉、学校教育の施策立案、検証等に積極的  
に関わっていただきました。地域の方々からも信頼も厚く、公平で、  
人格、識見ともに優れ、公平委員として相応しい人物であることから、  
選任をお願いするものであります。なお、任期は平成 27 年 12 月 10 日  
から平成 31 年 7 月 27 日までの 4 年間です。ご同意賜われます  
ようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。  
本案は、人事案件でありますので、討論を省略をいたします。  
おはかりをいたします。

ただいま議題となっております議案第 66 号、更別村公平委員会委員  
の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありま  
せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 66 号、更別村公平委員会委員の選任につき同意  
を求める件は、これに同意することに決定をしました。

議 長 日程第 8、議案第 67 号、行政手続における特定の個人を識別するた  
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例  
制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第 67 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件で  
ございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を別紙のと  
おり制定するものであります。理由といたしまして、行政手続における

議 長  
総務課長

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成 25 年法律第 27 号の施行に伴い、特定個人情報を管理、提供するにあたり、その取り扱い事務を条例で定める必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。なお、この件につきましては、吉本総務課長より、補足説明をいたさせます。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

吉本総務課長

議案の次のページをお開きください。この条例制定をしようとする本文でございます。第 1 条では、見出しとして趣旨を規定しております。この法律は、平成 25 年 5 月 31 日に成立しております。第 9 条では、利用範囲を規定しております。第 2 項に基づく個人番号の利用に関して、必要な事項を定めるものでございますけれども、この第 2 項につきましては、地方公共団体の長、その他の執行機関を指しております。第 2 条では、見出しとして定義を規定しております。第 1 号個人番号につきましては、住民基本台帳法に規定する住民票コードを変換して得られる番号が、個人番号ということになってございます。第 2 号の特定個人情報につきましては、前号の個人番号に変わって用いられる番号、記号、その他の符号を、その内容に含む個人情報を指しております。3 の個人番号利用事務実施者につきましては、法第 2 条第 12 項の規定でございますけれども、地方公共団体の長ということになってございます。まあ、実際にはその事務を取り扱う担当職員になるかと思ひます。第 4 号では、情報提供ネットワークシステムにつきましては、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構との情報照会、及び情報提供に用いるため、電気通信回線で接続されたものでございます。国と地方の情報照会、及び情報提供につきましては、平成 29 年 7 月 1 日から実施される予定となっております。第 3 条では、見出しとして、村の責務を規定しております。これにつきましては、法第 5 条で地方公共団体の責務規定がありまして、それに基づいたものでございます。第 4 条、見出しとして、個人番号の利用範囲を規定しております。村長または更別村教育委員会が行う、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務としてするものでございまして、今の法律では 120 項目ありますけれども、市町村教育委員会と連携するものにつきましては、学校保健安全法に基づく事務ということになってございます。第 2 項では、村長または教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる、というものでございます。ただし書きで、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合はこの限りでない、という規定でございます。次のページでございますけれども、第 5 条で、

見出しとして、委任を規定しております。附則ですが、この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行するというものでございます。以上で、補足説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

2番太田議員 議長、動議

議長 2番 太田さん

2番太田議員 ただいま、議題となっております、議案第67号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。

各位のご賛同をお願いいたします。  
（異議なしの声あり）

議長 ただいま、2番太田さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。したがって本動議をただちに議題として採決をいたします。おはかりをいたします。本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決をされました。おはかりをいたします。

議長 議案第67号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第67号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

議長 日程第9、議案第68号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西山村長

村長 議案第68号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村介護保険条例、平成12年更別村条例第14号の一

部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。1、理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第150号）が公布されたことから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。2の要旨といたしまして、（1）介護保険料の徴収猶予及び減免に係る事務について、申請書類の記載事項に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号、第2条第5項に規定する個人番号を追加するため、条例の一部改正をするものであります。次ページをご覧ください。更別村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。更別村介護保険条例の一部を次のように改正します。第9条、現行、2のですね、（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持するものの氏名及び住所、以降の部分に、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という）これについてですね、部分をです、下線部を加筆するものであります。続きまして第10条、2のですね、（1）第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持するものの氏名及び住所、の後ろにですね、住所及び個人番号、ということで、を加筆するものであります。下線部を加筆するものであります。附則としてですね、次ページに書いてありますとおりですね、この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。以上、ご提案申し上げ、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
ございませんか。  
（ありませんの声あり）
- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
（原案賛成の声あり）
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第68号、更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。

議 長

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。  
日程第 10、議案第 69 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

議案第 69 号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村税条例、昭和 50 年更別村条例第 3 号及び更別村税条例等の一部を改正する条例、平成 27 年更別村条例第 13 号の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものであります。1 の理由といたしまして、平成 27 年度地方税法の改正に伴う条例改正のうち、法律（平成 27 年法律第 2 号）等の施行に伴う関係条文の一部改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。2 の要旨といたしまして、（1）徴収猶予制度等の整備、（2）地方たばこ税特例税率の廃止、（3）行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等でございます。ここでですね、訂正とお詫びを申し上げたいと思います。5 ページのですね、を見ていただきますとですね、第 13 条から 17 条の部分でですね、（略）というのがございますが、これは略ではございません。削除ということですね、訂正をお願いし、またお詫びを申し上げたいというふうに思います。なお、本条例に関しまして、宮永住民生活課長に補足説明をいたさせます。以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長  
住民生活課長

宮永住民生活課長

それでは、補足説明をさせていただきますが、説明の前に、今言われた文言のですね、訂正並びに資料編の方での文言等につきましても、ちょっと訂正がありました。この場を借りまして、深くお詫び申し上げます。それでは説明に入らせていただきます。議案第 69 号、更別村税条例等の一部を改正する条例案の補足説明をさせていただきます。この条例改正は、地方税法等の一部改正に伴う、村税条例の一部改正及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の交付に伴い、平成 27 年度に改正された一部改正条例の一部を改正を行おうとするものでございます。まず新旧対照表、議案第 69 号の新旧対照表をご覧くださいと思います。第 1 条改正、1 ページから 7 ページにつきましては、平成 26 年度の国税の猶予制度の改正を踏まえた見直しが行われたものでございます。これは申請による換価の猶予制度の分割納付の方法等を条例で定める仕組みが導入され、条例改正が必要となったものでございます。また次のたばこ税の税率の特例であります。これは特例を廃止するとともに、経過措置等を附則で規定するというもの内容でございます。8 ページからの第 2 条改正につきましては、今般、今いろいろ話がされております番号法の施行に伴う地方税法の改正により、税条例の一部改正を行ったところです。その後、地方税法の施

行規則等の一部を改正する法律が公布されたことにより、今回改正するものでございます。また法律の改正によってですね、条項のずれ、文言等の整理を行っておりますが、こちらについては省略させていただきます。それでは主な内容につきまして、平成27年度税制改正の要旨に記載されております内容で、説明させていただきます。資料のですね、69号の資料の平成27年度税制改正、地方税関係の要旨という資料をご覧くださいと思います。それでは、まず村たばこ税の紙たばこに係る特例税率の見直しですが、これは国及び地方のたばこ税について、平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴う小売り定価の大幅な引上げ以降、紙たばこの販売数量が減少する中で、低価格で販売されている紙巻たばこ3級品について、その販売数量が急増しており、この紙巻たばこ3級品に係る国及び地方のたばこ税の特例措置を廃止するというものでございます。現行1,000本あたり2,495円が、平成31年の経過措置終了時には、ほかのたばこと同じ1,000本あたり5,262円となります。また②の卸売販売者等に対する手持品課税の実施につきましては、税率の引上げの日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を、同日に販売のために所持する卸売販売業者及び小売販売業者に対して、手持品課税を実施することとするものでございます。なお、この改正につきましては、平成28年4月1日から実施されますけれども、激変緩和として表のとおり、平成31年4月1日まで、毎年度段階的に値上げをしていくという経過措置を行うこととされております。次に、村民税固定資産税等の村税における番号法施行に伴う申請書等の記載事項の改正につきましてでございますが、これは従来から言われております、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である、番号法の施行に伴う個人番号、及び法人番号等の申請書の記載項目を追加、整備するものです。それぞれの諸様式等に番号が付されるということになるものでございますが、この改正規定については、平成28年1月1日を施行日とするものでございます。次に村税に係る徴収猶予や換価の猶予等、猶予制度の見直しでございます。これは平成26年度において、国税で猶予制度が改正されて、27年度の地方税法の改正においてもこれに倣うということで、これを踏まえた見直しとなったものでございます。手続き等に関する規定のうち、申請による換価の猶予制度や地域の実情等に応じた分割納付の方法等を、条例で定める仕組みが導入されたための条例改正が必要になったものでございます。で、(1)(2)であります。これは徴収猶予及び猶予期間の延長関係で、第8条、9条の追加に係る部分で、災害や病気、事業の廃止等の理由によって、徴収の猶予または猶予期間の延長を行う場合における徴収金の納付方法、その申請の手続きに関する規定を追加したものでございます。(3)の職権による換価の猶予の手続き等で、第10条の追加に係る部分であります。こ

れの換価は、滞納処分で差し押さえた不動産や動産等を公売等により金銭に替えること等を言いますけども、ここでは滞納処分により、財産を換価すると生活や事業が継続できなくなる状況があるとき、または換価を猶予する方が、直ちに換価するより徴収上、適当であると認めるときに、申請によらず、職権で換価の猶予及び換価の猶予期間の延長をする場合における徴収金の納付方法、担保の提供に関する書類の提出を求めることができるという規定を追加したものでございます。(4)でございますが、これが1番、今までとの違いでございます。

(4)につきましては、今まで職権的に、行政側の方で対応していくというような経過がありますが、今回ここに新しくですね、その納税者の申請によって、換価の猶予制度の創設を定めるというものになりました。これが第11条の追加に係る部分であります。これは、村長は滞納処分による財産の換価をすると生活や事業が継続できなくなるおそれがあると認めるときは、徴収金の納期限から6ヶ月以内にされた申請に基づいて、滞納処分による財産の換価を猶予することができるとしたものでございます。(5)につきましては、担保を徴収する必要がない場合で、12条の追加に係る部分ということになりますが、この猶予に係る金額が今まで50万であったものを、100万以下ということで、に改められたと、で猶予期間が3ヶ月以内の場合は担保不要とするもの、ということで定められたところでございます。これらの規定につきましては、平成28年4月1日以後の徴収猶予等に係る規定で適用されるものでございます。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
ございませんか。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第69号、更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。  
この際、11時05分まで休憩といたします。 (10時59分)
- 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11時05分)

日程第 11、議案第 70 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第 70 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村国民健康保険税条例（昭和 52 年更別村条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。1 の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、更別村国民健康保険税条例（昭和 52 年更別村条例第 10 号）について、整合を図る必要があることから、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。2 の要旨といたしまして、国民健康保険税の減免に係る事務について、申請書の記載事項に番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号を追加するものであります。次ページをご覧ください。更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、更別村国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。新旧対照表であります。現行、国民健康保険税の減免、第 16 条の 3、2 項そして 1 号の部分の氏名及び住所の後ろにですね、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）を下線部分をですね、加筆追加するものであります。なおこの条例は、平成 28 年 1 月 1 日より施行するものであります。以上、ご提案申し上げ、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

（ありませんの声あり）

議 長 これで質疑を終わります。これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（原案賛成の声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 70 号、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長 日程第 12、議案第 71 号、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

議案第 71 号、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分の件でございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係町村の協議の上、定めるものであります。理由といたしまして、地方自治法第 289 条の規定に基づき、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関し、別紙により構成町村の協議により定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。本件につきましては、吉本総務課長より補足説明をいたさせます。以上、ご提案申し上げ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

吉本総務課長

補足説明をさせていただきます。議案の次のページをお開きください。別紙でございます。南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。南十勝消防事務組合につきましては、昨年 12 月、第 4 回議会定例会におきまして、解散の議決をいただいているところでございます。1 として、組合の財産でございますけども、この協議書において対象となる組合の財産は、別添のとおりとする。2、財産の処分でございます。組合が所有する財産は、その持分に応じて町村に帰属させる。ただし、消防本部の管理に属する財産については、別途協議の上定める。（その他）でございますけども、この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項について、関係町村がその都度協議して定めるということでございます。これにつきましては、この協議書につきましては、組合の方からこの第 4 回議会定例会に提出してくださいということで、4 町村揃ってですね、提案することになってございます。次のページをお開きください。別添で、南十勝消防事務組合の財産に関する調書が記載されてございます。2 の建物で、更別支署分でございますけども、1 番下段、更別支署庁舎それから次のページをお開きください。上から 1 行目、2 行目までが更別の分でございます。それから 3 の設備、工作物等でございます。防火水槽、右側の 3 行目に更別村管内、4 トン型 20 基、4 トン未満が 13 基でございます。次に耐震性貯水槽でございます。3 行目、更別村管内 60 トン型 1 基でございます。4 の物品でございますけども、次のページをお開きください。下から 5 行まで、水槽付消防ポンプ自動車、常備 1、消防団 2 で 3 台でございます。それから小型動力ポンプ付水槽車、これは消防団のものでございます。それから小型動力ポンプ付積載車、これも消防団のものでございます。高規格救急自動車、これは常備消防のものでございます。指揮広報車、これにつきましても団のものでございます。次のページでございます。資機材搬送車、消防団のものでございます。小型動力ポンプ、これも消防団のものでござい

ます。それから二相性除細動器から高度救命シュミレーターまでにつきましては、常備消防のものでございます。(2) その他の物品、そして(3) は消防本部の管理に属する物品となっております。それから最後のページになります。5の債務でございますけども、最後のページ、4行目、平成21年度借入の分と、それからその下5行目です、平成18年の分が、更別の債務となっております。この財産につきましては、いったんですね、各町村に帰属されます。で、常備消防の分につきましては、まだ決定はしておりませんが、十勝広域消防事務組合に無償譲渡するっていうふうに聞いております。以上で、補足説明を終わります。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
(ありませんの声あり)
- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第71号、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分の件を採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
- 議 長 日程第13、議案第72号、平成27年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
西山村長
- 村 長 議案第72号、平成27年度更別村一般会計補正予算、第4号の件でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ64,594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,948,613千円とするものであります。2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後、歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものであります。以下お目通しをお願いするものであります。今回の補正に関しまして、主なものとして、歳入にあっては分担金及び負担金、使用料、手数料、国庫支出金、道支出金、寄附金、村債等の歳入調整を行うものでございます。歳出にあっては、電話交換機更新事業、協働のまちづくり基金積立金、中間管理機構集積協力金交付金、村営住宅等改修工事、南十勝消防事

議 長  
副 村 長

務組合負担金、学校施設非構造部耐震化工事費ほか、所要の補正を行うものでございます。なお、森副村長に補足説明をいたさせます。以上、ご提案申し上げ、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

森副村長

それでは、私の方からですね、補足説明をさせていただきます。まず最初に、歳出の方から説明をいたします。10 ページをお開き願います。款2 総務費、100,510 千円を追加するものでございます。主な内容でありますけれども、項1 総務管理費、目1 一般管理費、17,047 千円を追加するものでございます。説明欄(2)の総務管理一般事務経費、195 千円でございますけれども、マイナンバー制度の住民啓発用のパンフレット代を追加するものでございます。同じく(3)の電話交換機等更新事業でありますけれども16,719 千円、老朽化に伴います電話交換設備及び電話機器等の更新回収を行うものでございます。予算資料のですね、一般会計補正予算の予算資料をお開き願いたいと思います。単独事業の方にですね、この事業の内容が記載されております。電話機の取替 109 台、電話交換基盤取替が 8 台、メディアコンバーター取替 14 台という内容になってございます。続きまして、目3 財産管理費、859 千円の追加でございます。説明欄(1)村有財産整備事業でございますけれども、北海道自治体情報システム協議会負担金の追加でありますけれども、内容につきましてはですね、今後、公会計に複式簿記を導入するため、固定資産台帳等の整備を行う負担金を追加するものでございます。続きまして、目4 地方振興費、757 千円を減額するものでございます。次のページをお開きください。主なものでありますけれども、説明欄(3)市街地活性化事業臨時分 500 千円の減額でございますけれども、当初ですね、交流拠点施設の電柱移設費用として、電柱移設の補償費として 500 千円を計上しておりましたけれども、北電の方からですね、北電が移設をしていただいたためにですね、その全額をですね、減額する内容となっております。1つとばしまして、目9 住民活動費、52,220 千円の追加でございます。説明欄(1)協働のまちづくり基金積立金でございますけれども、先ほど一般行政報告したのも含みましてですね、寄付分を積立てするものでございます。目11 公共施設等整備基金費、34,504 千円を追加するものでございます。説明欄(1)公共施設等整備基金積立金でございます。当初ですね、曙団地改修で予算計上しておりましたけれども、国庫補助の配分がないことから、次年度へ財源の確保のため 34,504 千円を積み立てるものでございます。続きまして項3、戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、3,240 千円を減額するものでございます。説明欄(1)戸籍住民基本台帳等整備事業の負担金補助及び交付金でございますけれども、戸籍電算システム改修負担金の額が確定したことによりまして、3,240 千円を減額するものでございます。続きまして 12 ページ、款3

民生費、項1、款3民生費、742千円を追加するものでございます。内容でございますけれども、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、5,515千円を追加する内容でございます。説明欄(1)の重度心身障害者医療給付事業経費で2,500千円の追加でございますけれども、これにつきましては高額な児童医療費がですね、増えたためにですね、今回2,500千円を追加するものでございます。(2)の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金3,015千円の追加でありますけれども、主な内容につきましてはですね、保険基盤安定繰出金支援分2,736千円の追加でございます。内容につきましてはですね、財政支援の補助率の引き上げ、対象額の拡大によりまして追加をするものでございます。目4後期高齢者医療費、4,316千円の減額でございます。説明欄(1)後期高齢者医療広域連合事業経費、負担金補助及び交付金、3,663千円の減額でございますけれども、平成26年度分の額が確定したことにより、今般減額を行うものでございます。(2)の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、653千円の減額でございますけれども、内容につきましては事業費繰出金が312千円の減、それから保険基盤安定繰出金が341千円の減ということで、これもですね、平成26年度分の額が確定したことによりまして、それぞれ減額を行うものでございます。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費457千円の減額でございます。説明欄(1)の高齢者スポーツ大会経費72千円、次のページをお願いいたします。それから需用費の48千円の減、(2)の敬老事業経費、報償費140千円の減、11需用費の209千円の減、役務費の36千円の減、いずれもですね、事業の執行残につきまして減額補正を行うものでございます。続きまして、款4衛生費、1,551千円の減額でございます。内容でありますけれども、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で1,312千円の追加でございます。説明欄(1)医療施設等整備補助金、負担金補助及び交付金でありますドクターヘリの加入負担金でありますけれども、すでに11月20日からドクターヘリ、運行開始をしております。その加入時の負担金1,312千円を追加するものでございます。これにつきましてはですね、管内19市町村で均等負担をするものでございます。目3環境衛生費、196千円の追加でございます。説明欄(1)リサイクルセンター維持管理、11の需用費、修繕費でありますけれども、10月の強風によりまして、生ごみ乾燥機が壊れたということで、その分修繕のために196千円を追加するものでございます。次のページ、14ページになります。項3上水道費、目1簡易水道費、919千円の減額でございます。説明欄(1)簡易水道事業特別会計繰出金財源補てん分、919千円を減額する内容でございます。工事費等の、事業費等の減額に伴いまして、財政調整のために減額をするものでございます。項4下水道費、目1下水道費、2,246千円の減額でございます。説明欄(1)公共下水道事業特別会計繰出金、これにつきましてもですね、

財源補てん分 2,246 千円をですね、財政調整のために減額をするもの  
でございます。ちょっととばさせていただきます。次のページ、願  
いいたします。15 ページになります。款 6 農林水産業費、41 千円の減  
でございますけれども、内容でございますが、項 1 農業費、目 2 農業  
振興費、7,432 千円の追加でございます。説明欄 (1) 農業振興補助金  
等、5,394 千円の追加でありますけれども、内容につきましてはですね、  
中間管理機構集積協力金の交付金の追加であります。対象面積の増に  
伴います耕作協力金の追加が 6,094 千円、それから経営転換協力金の  
これは減額になりますけれども、700 千円の減額が主な内容となってお  
ります。(3) の環境保全型農業直接支援事業、負担金補助及び交付金  
でございますけれども、2,178 千円の追加であります。これにつきま  
しては申請対象面積の増に伴いまして、追加をするものでございます。  
目 3 農地費、932 千円の減額でございます。説明欄 (1) 排水施設維持  
管理経費、13 の委託料の減額でありますけれども、草刈り等の回数見  
直し等に伴いまして、執行残 452 千円を減額するものでございます。  
(3) の道営事業負担金でございます。19 の負担金補助及び交付金で  
ございますけれども、更別第 2 地区負担金の額が確定したことに伴い  
まして、267 千円を減額するものでございます。続きまして 16 ページ  
になります。目 4 営農用水費、577 千円の減額でございます。(1) 営  
農用水施設維持管理経費、委託料で 256 千円の減額、それから工事請  
負費で 19 千円の減額、(2) 営農用水施設整備事業、工事請負費で 302  
千円の減額でございます。それぞれですね、執行残について減額補正  
を行うものでございます。目 5 畜産業費、5,290 千円の減でございます。  
説明欄 (1) 村営牧場維持管理経費、4,867 千円の減額でございます。  
内容につきましては、7 の賃金で 1,319 千円の減でございます。これ  
につきましてはですね、牧場管理人の方がですね、年度途中で怪我に  
よりまして欠員したことによりまして、今回ですね、減額補正をさせ  
ていただくものでございます。11 の需用費、1,425 千円の減額ござ  
います。主な内容につきましては、11 需用費の消耗品費でございます。  
入牧頭数等の大幅減に伴いまして、駆虫薬、肥料代等、1,288 千円を減  
額するものでございます。それから一番下になりますけれども、15 の  
工事請負費で 1,814 千円の減でございます。次のページをお開きく  
ださい。これにつきましてはですね、牧場パドック砂入替工事費でござ  
いますけれども、パドックの砂入替等の見直し等、それから執行残含  
めてですね、1,814 千円を減額補正するものでございます。それから  
(2) の村営牧場整備事業、15 の工事請負費で 423 千円の減額ござ  
いますけれども、これにつきましては入札等での執行残を今回減額す  
るものでございます。目 6 ふるさとプラザ費、360 千円の追加であり  
ます。説明欄 (1) ふるさと館維持管理経費、11 の需用費、修繕費であ  
りますけれども、今回ですね、ボイラーの制御盤が故障したというこ

とで、修繕費 972 千円を追加するものでございます。13 の委託料、390 千円の減額でございますけれども、それぞれですね、見積りそれから入札執行に伴いましてですね、減額をするものでございます。それから（２）のふるさと館改修事業、工事請負費、222 千円の減額でありますけれども、今年度トイレの洋式化の改修を行いました。これにつきましても執行残について減額補正をするものでございます。目 7 プラムカントリー費、595 千円の減額でございます。説明欄（２）プラムカントリー改修事業、566 千円の減額でございますけれども、これもですね、今年度ゲストハウスのデッキ等の改修を行いました。これらの入札執行残について減額補正を行うものでございます。続きまして 18 ページをお願いいたします。項 2 林業費、目 1 林業振興費、439 千円を減額するものでございます。主なものでございますけれども、（３）の林業行政事務経費、19 負担金補助及び交付金、森林整備担い手対策推進事業負担金等 50 千円、それからとちぎ森林認証協議会負担金 153 千円、トータル 203 千円を減額するものでございます。そのほかにつきましてはですね、それぞれ執行残につきまして減額補正をするものでございます。款 7 商工費、項 1 商工費、1,378 千円の減額でございます。主な内容でありますけれども、目 2 の商工業振興費、200 千円の減額でございます。（１）商工業振興対策費でございます。次のページをお開きください。商工会運営事業助成金額の確定したことに伴いまして、200 千円を減額するものでございます。目 3 観光費、1,178 千円の減額でございます。主な内容でありますけれども、説明欄（３）カントリーパーク整備事業、18 の備品購入費、今年度、芝刈り、芝管理用のトラクターを購入いたしました。これらの執行残につきまして、259 千円を減額するものでございます。それから（５）の地域おこし協力隊事業、804 千円の減額でございますけれども、内容につきましては、7 の賃金、協力隊賃金でございますけれども、採用月がですね、当初の 4 月から 7 月にずれたため、その分 615 千円を減額するものでございます。それから 9 の旅費、赴任旅費でありますけれども、これにつきましては実績に基づきまして執行残 238 千円を減額するものでございます。続きまして 20 ページ、款 8 土木費、75,960 千円の減額でございます。主な内容でありますけれども、項 2 の道路橋りょう費で橋りょう費、それから目 2 の道路維持改良費、3,153 千円の減額でございます。説明欄（１）街路灯補修事業、15 の工事請負費でございますけれども、今年度もですね、街路灯の LED 化の事業を実施してまいりました。内容の一部見直しも含めですね、執行残等についてですね、3,153 千円を減額するものでございます。目 3 道路新設改良費、2,869 千円の減額でございます。説明欄（１）道路改良舗装事業におきまして、2,869 千円の減額でございます。内容につきましてはですね、13 の委託料、調査測量設計委託料、入札執行残についてですね、864 千円を減額するもので

ございます。それから15の工事請負費でありますけれども、村道舗装強化工事費、4路線につきまして61千円の減、それから更別市街道路改良舗装工事費で、これは1路線でありますけれども、それぞれ入札執行残についてですね、減額補正を行うものでございます。目4橋りょう維持改良費、9,968千円の減でございます。説明欄(1)橋りょう整備事業、9,968千円でありますけれども、13の委託料、調査測量設計委託料、6橋で入札執行残についてですね、4,784千円を減額するものでございます。それから15の工事請負費、橋りょう改修整備工事費でありますけれども、これは2橋でありますけれども、改修橋りょう等の変更、それから入札執行残について、5,184千円を減額するものでございます。項3住宅費、目1住宅管理費、46,728千円の減額でございます。主な内容でありますけれども、説明欄(2)の村営住宅等改修事業、46,440千円の減額であります。次のページをお開き願います。15の工事請負費、村営住宅等の改修工事費でありますけれども、曙団地の建設についてですね、国交省の配分がなく先送りしたため、当初予算45,360千円を減額したものでございます。それから、新栄町のコーポ凌雲の改修事業に伴います入札執行残1,080千円の減額という内容になってございます。目3住宅建設費、13,242千円の減額でございます。説明欄(1)村営住宅等の整備事業でございますけれども、13の委託料、公営住宅建設事業実施設計委託料、曙団地等解体実施の設計費の執行残270千円、それから曙団地の基本設計委託料282千円の減でございます。それから15の工事請負費でありますけれども、村営受託等の建設工事費であります。内容につきましてはですね、曙団地建設工事で11,772千円の減、それと駐車場整備費で162千円の減、高視聴電柱移設費で756千円の減とになってございます。高視聴電柱移設費というのはですね、若葉団地のもので、テレビ電波っていうんですかね、非常にあの、入りが悪いっていうことで、トレーニングセンターから直接引っ張っております。その電柱の移設工事という内容でございます。合計いたしまして12,690千円を減額するものでございます。続きまして、款9消防費、項1消防費、14,368千円の減額でございます。内容でございますけれども、目1の消防費で8,507千円の追加であります。説明欄(1)南十勝消防事務組合補助金等でございます。19の負担金補助及び交付金8,507千円の追加でありますけれども、十勝圏複合事務組合運営負担金が1,135千円、それからこの南十勝消防事務組合負担金につきましては、更別消防署のもので、改修負担金として7,372千円を計上するものでございます。内容につきましてはですね、4月1日から消防広域化になります。無人化対策それから暖房改修、仮眠室の改修等々を行う予定として、7,372千円を追加するものでございます。目2の災害対策費、5,861千円の追加でございます。説明欄(1)防災情報通信設備整備事業、13の委託料でございます。

れども、防災無線につきましてはですね、今回電波の伝わり状況等、防災無線のデジタル化に向けてですね、調査を実施するものでございます。なおですね、これにつきましては、次年度デジタル化を行うわけですけれども、緊急防災・減災事業債等をですね、適用するためにですね、今年度補正予算を計上するものでございます。款 10 教育費、27,950 千円の追加でございます。次のページをお願いいたします。項 2 の小学校費、目 1 学校管理費、16,215 千円の追加でございます。説明欄（1）の学校施設改修事業工事請負費でございますけれども、内容につきましてはですね、非構造物の耐震化の工事であります。一般会計補正予算の予算資料をお開き願います。補助事業の部分になりますけれども、上の段になります。内容はですね、学校の体育館等、避難、災害時の避難場所となっております。その体育館のですね、バスケットゴールの耐震化を図るといような内容になってございます。更別小学校では、メインが 1 でサブが 2 つ、それから上更小学校ではメイン 1 対を補強及び取替をするものでございます。続きまして、項 3 中学校費、目 1 学校管理費、12,126 千円を追加するものでございます。これもですね、先ほどの小学校と同じようにですね、体育館のバスケットゴールの耐震化を図るため、12,126 千円を追加するものでございます。項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費、205 千円の減額でございます。説明欄（1）の文化推進事業経費、それから（2）の文化賞等の式典経費、いずれもですね、執行残につきまして減額補正をするものでございます。項 6 の保健体育費、次のページになります。目 2 の体育施設費、241 千円の減額でございます。説明欄（1）コミュニティプールの維持管理経費、8 の報償費で 17 千円、それから 13 の委託料 224 千円の減額でありますけれども、いずれもですね、執行残につきまして減額補正をするものでございます。続きまして、歳入の方を説明をさせていただきます。7 ページをお開きください。款 11 分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金、210 千円の減額でございます。札内川地区かんがい施設維持管理分担金でございますけれども、農業用給水栓の農家負担分、210 千円を減額するものでございます。それから款 12 の使用料及び手数料、項 1 使用料、目 4 農林水産使用料、6,487 千円の減額でございます。これにつきましては、入牧頭数大幅減に伴いまして、使用料 6,487 千円を減額するものでございます。款 13 国庫支出金、11,228 千円を追加するものでございます。主な内容でありますけれども、項 1 の国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、1,368 千円を追加するものでございます。説明欄、保険基盤安定負担金でございますけれども、財政支援の補助率の引上げ、対象額の拡大に伴いまして、1,368 千円を追加するものでございます。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、9,820 千円の追加でございます。小学校費の補助金であります。学校施設環境改善交

付金、先程のですね、バスケットゴールの耐震化に伴います交付金、5,630千円を追加するものでございます。次のページ、8ページになります。節の2の中学校費の補助金でございます。4,190千円ですけれども、これにつきましても、中学校のバスケットゴールの耐震化に伴います交付金を追加するものでございます。款14道支出金、7,788千円を追加するものでございます。項1道負担金、目1民生費道負担金、600千円の追加でございます。保険基盤安定負担金、事業費の4分の1をですね、600千円を追加するものでございます。項2道補助金、目2民生費道補助金、目4農林水産業費道補助金であります、6,973千円の追加でございます。内容でありますけれども、失礼いたしました。ちょっと戻っていただきまして、目2の民生費道補助金、1,250千円の追加でございますけれども、これにつきましてはですね、重度心身障害者医療費助成事業の補助金でありますけれども、事業費の2分の1の補助を追加するものでございます。それから目4の農林水産業費道補助金6,973千円の追加でございます。内容につきましては、環境保全型農業直接支払交付金、事業費の4分の3の1,633千円を追加するものでございます。それから中間管理機構集積協力金交付金でございますけれども、これにつきましては事業費の全額、5,394千円を追加するものでございます。項3の委託金、目3の農林水産業費委託金、1,043千円の減額でございます。内容はですね、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、額の確定に伴いまして、1,043千円を減額するものでございます。続きまして、9ページになります。款16寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、52,220千円の追加でございます。これにつきましては、歳出でも説明を申し上げました、協働のまちづくり基金指定寄附金として、追加をするものでございます。続いて款20村債、項1村債、目1過疎対策事業債、18,700千円の減額でございます。内容でありますけれども、橋りょう改修事業、調査測量設計で4,800千円の減、それから補修工事で5,200千円の減、トータル10,000千円の減額を行うものでございます。それから村道整備事業でありますけれども、これにつきましてはですね、舗装工事、改良工事等のですね、事業についてですね、事業債について、8,700千円を減額するものでございます。それから目3の全国防災事業債、18,700千円の追加でございます。これにつきましてはですね、小中学校のバスケットゴールの耐震化に伴います事業債、18,700千円を追加するものでございます。続きまして4ページをお開き願います。表2地方債補正の変更でございます。過疎対策事業債、補正前595,900千円を18,700千円減額して、577,200千円とするものでございます。それから全国防災事業債でございますけれども、これにつきましては、先ほど説明しました18,700千円を追加するものでございます。合計の補正前、補正後につきましてはですね、変更はございません。以上、補足説明とさせていただきます。

議長

す。  
説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。どうぞ。

1番 安村さん

1番安村議員

申し訳ございませんけども、支出の関係ですね、10ページの総務費の関係の、目1の関係ですね、説明欄に電話交換機等の更新事業が、今回入っておりますけれども、緊急を要するものという判断からすれば、当然その、事業の部分ですね、計上されるべきだと思っておりますけれども、どうも一般的に考えてですね、緊急性がどうなのかっていう部分の判断が今、私自身がついてないっていう部分があるんで、なぜあの、27年度予算計上できなかったかっていうことと、も含めてですね、じゃあ次年度の、28年度の一般会計っていうか、なぜできなかったのかっていう部分を含めて、今この時点でですね、補正を組まなきゃならないという緊急性も含めてですね、多少あの、ご説明いただければというふうに思っております。

議長  
総務課長

吉本総務課長

これにつきましてはですね、当初予算に計上するつもりでありましたけども、改選期でございましたので、次年度、政策予算ということになっていた案件でございます。で、首長がかわりまして、政策予算として上げなかったですけども、いろいろな財源がほかにあります、事業がありまして、上げなかったことになってございますけども、結構ですね、トラブルがあつてですね、昨年も約1日、かけることもできない、受けることもできないっていう故障がございました。で、結構IP電話入れてからですね、年数が経っておりまして、もうメンテナンスができない、部品が、交換部品がないものについてはお手上げという事態で、NTTからですね、去年からもう言われておりました。で、不具合があつたりすると、停電等が一番怖いっていうのがございまして、今年度ですね、もう3ヶ月程度しかないんですけども、受話器と交換器等の取替をさせていただくっていうことでございます。以上でございます。

議長  
1番安村議員

1番 安村さん

今あの、種々のご説明いただきましたけども、確かに今回選挙の関係も絡んでということで、暫定予算という形は理解できるんですけども、今の説明において、なされてるっていうことは、やはり緊急性を要するっていう部分は認めるんですけども、やっぱりそこまで老朽化してるっていう現状を踏まえた中で、なぜ一般会計の中で、一般の27年度の予算に入れなかったかなっていう、ちょっと疑問が拭えませんが、その点はやっぱりきちんと、真摯にですね、予算執行の中でですね、盛り込むのは盛り込むっていう形の、今後の対応をお願いしたいというふうに思っております。

議長  
総務課長

吉本総務課長

大変申し訳ございません。財源があるということで、今回計上させていただきますので、計画性を持ってですね、事業に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長  
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

ちょっと、歳入とも関連するんですが、歳入でいきますと7ページですか、款の国庫支出金の中でですね、目1保険基盤安定負担金1,368千円の増、追加補正ですね、要するに当初から見ますと倍以上膨らんでおります。で、先ほどの説明で、制度改正等も含めてということだったものですから、その改正する部分をもう少し詳しく教えてください。

議長  
保健福祉課長

安部保健福祉課長

今般ですね、保険基盤安定負担金ですね、関係で、率の改正がありました。その軽減分と支援分がありまして、軽減分につきましては、件数拡大、件数が確定したことにより減額しておりますが、支援分の関係ですね、それについての率の改正でございます。それでですね、保険者支援制度の方で、支援分の方ですね、7割軽減については今まで補助率12%だったものが15%に、5割軽減の者については6%から14%にそれぞれ引き上げられました。また新たにですね、2割軽減の対象者についても、今回財政支援の対象となりまして、財政支援の補助率が12%になったということで、大幅な増ということになっております。以上です。

議長  
6番村瀬議員

6番 村瀬さん

歳出の方なんですけど。14ページ、款4の衛生費の目5保健推進費で、説明欄ですね、母子保健事業経費、負担金及び交付金の中で、当初予算150千円、106千円の追加補正、まあ少額ではございますけど、率にしたら高いというところで、この中身につきまして、当初の見込みから追加された、そこも含めてですね、ちょっともう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長  
保健福祉課長

安部保健福祉課長

特定不妊治療費助成金でございますが、当初ですね、対象者が1名の方で、凍結受精卵移植を2回という形で見込んでおりましたけども、新たに、3月にですか、さらに1名対象者が増えたと。その時にもう予算が決定しておりましたので、そのまま妊娠に至ることを希望したんですけども、やはりちょっとだめだということで、今回また凍結受精卵移植ということで、当初の2回分については最初の1名分で使いきっておりましたので、今回その方の分について、補正をさせていただき、対応することとしました。以上です。

議長

ほか、ございませんか。

6番 村瀬さん

- 6 番村瀬議員 歳出の方の款 8 土木費、ページで言いますと 20 ページです。20 ページにあります款 8 土木費の中の、目 2 の道路維持改良費、街灯補修事業の中で、執行残 26.5%、これが高いか少ないかはともかくとしまして、この事業がもし継続されていくのであれば、一部見直しという説明のほか、何か違うところもできるのかなっていう、ちょっとそんな思いもありまして、もう少し詳しく説明してください。
- 議長 佐藤建設水道課長  
建設水道課長 先ほど、一部変更とございました。これについてはどんぐり団地内道路について、一応取りやめしたということでございますが、その後の残についてはですね、今回街路灯照明工事は、計画分 341 灯ということでございますが、今年度を持ちまして計画分が完了ということでございます。そのために、これだけの額が残ったということでございます。
- 議長 6 番 村瀬さん  
6 番村瀬議員 同じく、目で、目 4 ですか、橋りょう維持改良費、ここのですね、工事費について、これもかなりあの、大きく減額補正されていると。これもまあ、変更によるということですが、もしこの中身、もう少し詳しく説明をお願いいたします。
- 議長 佐藤建設水道課長  
建設水道課長 これにつきましてはですね、今年度はですね、調査後に工事をする、発注するスケジュールになっておりました。で、そのために冬期間の工事を設定をしてございました。先に行った調査におきましてですね、当初予定していた橋りょう、まあ祥栄なんです、伸縮装置で冬工事に対応が難しいと、まあこれ、プロフジョイントという工法なんです、結果となったため、冬工事にも対応可能な橋りょう、まあ天流という橋なんです、これはインナージョイントということで、これはちょっと対応できるということで、変更したことによりまして、まあ、この額になったということでございます。
- 議長 6 番 村瀬さん  
6 番村瀬議員 22 ページになります。款 10 の教育費、小学費、中学費、ちょっと併せてなんです、この度、あの、学校施設非構造部材耐久化工事で、それぞれ高額な補正を、追加補正されております。資料によりますと、特定財源の中で国や地方税における財源措置されますので、一般財源につきましては非常に少額だと思いますが、ここの地方債の交付税の充当率をお聞かせください。
- 議長 新関教育次長  
教育次長 全国防災事業債、こちらはですね、元利償還金の 8 割が交付税の方に算入されるというふうに聞いております。以上です。
- 議長 6 番 村瀬さん  
6 番村瀬議員 それにちょっと関連します。おそらくあの、春先の調査において、

今時期この結果が出て、この時期に工事されてるということでございますが、ただあの、体育館の使用は、冬期間にわたると非常に頻度が高くなるこの時期にですね、どのような事業に差し支えないというようなことも含めて、工事の進め方についてお聞きします。

議長  
教育次長

新関教育次長

今回、当初予算ですね、非構造部材の点検をやった結果、まあちょっと不適合というか、ということで今回なんですけれども、今回財源についてがですね、国庫金と地方債が該当するというようなことで、こちら実はですね、元々の財源がですね、東日本大震災の復興特別会計というように、こちらをですね、国の方はですね、来年以降ちょっと財源が確保できるかどうかということで、北海道、道教委の方からもですね、今年度に可能な限りですね、取り組んで安全確保していただきたいというようなことがありました。で、実際にこれからですね、事業を執り行うにあたってはですね、おそらく全道、全国ですね、かなりこう、事業が、その工事がですね、重なってくると、ご指摘のようにですね、ちょっと冬休み中だとかにどうなのかっていうことなんですけれども、まあその部分、道教委の担当に問い合わせたところですね、そのような事情があるというようなこともわかっておりまして、状況によっては繰り越し事業、これもやむ無しというようなことで、了解を得てるというようなこともあったもんですから、余計財源が確保できるというようなことから、今回上げさせていただいております。で、今後事務取り進めするにあたってはですね、おそらく厳しいのかなってなった場合はですね、また再度繰り越しの提案させていただくような形になると思っております。

議長  
3番高木さん

3番 高木さん

土木費、20 ページの、先ほど村瀬議員も質問がありましたが、目2の街路灯の関係で、LED化ということで、既存の街路灯をLED化するというので、ここ2、3年ですべて終了ということできてるんですが、LEDの特性といいますか、そういう部分で、下側にはすごく明るく、周りにはちょっと暗いという部分もありまして、住民の方からも、中学校からふるさと館側に向かう道路については、すごく暗くて危ないよというような話もあったり、国道236の運動公園の、広場の駐車場あたりも相当、夜間は暗いというような部分もありますので、これについては街路灯の取替ということで、ちょっと事業的にはちょっと変わってはくるんですが、そういう部分でLEDに変えて村内の道路環境という部分の、精査という部分も充分、最後行われたかどうか、その辺も含めて今後そういうものを行っていくのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

議長  
建設水道課長

佐藤建設水道課長

LED化におきましてはですね、まず当初の目的といたしまして、

まずきたのは、当時、マイマイガという蛾が水銀灯に多く発生するというので、それがまず主力目的で取り替えてございました。その成果は、まあ5年行いましたが、達成されたのではなかろうかというふうには思っております。あと、照度に関しましてですが、確かに見方っていうか、照らし方によりまして、水銀灯との差はございますが、検証についてはそれほど差はないというふうには思ってます。確かにあの、その状況によっては、人の見る感覚でちょっとございませうというのはあると思いますが、相対的には当初と変わらないふうには達成しているのではなかろうかと、それは取り替えた部分だけの話を、今させていただきますが、あと今言った、南3線のところですね、これについては、今後曙団地の工事の改修もちょっと入っておりますので、建て替えですか、その段階でちょっと、再度ちょっと協議しながら、決定していきたいなというふうには考えております。

議長  
3番高木議員

3番 高木さん

今回の、ちょっと補正には入っていないんですが、民生費ということで、ここずっと村で、弱者対策、福祉灯油関係の部分について、12月若しくは1月の臨時会等で補正を行って、事業を行ってはきてるんですが、今回の補正には出てきませんし、1月の臨時会でこれから予定をしていくのか、その辺も含めて、今後村としてどうしていくのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長  
保健福祉課長

安部保健福祉課長

福祉灯油助成事業なんですけども、平成19年から行っておりまして、実際にですね、その時の灯油価格が83円という形で、一応単価をして、それを超えた場合については行うということで、この11月1日現在の単価ですね、ということで、今回ですね63円、11月1日現在では63円であったということで、今回ですね、福祉灯油ということを行わないということで、一応しております。管内状況もですね、その単価があるということで、実際5町だけ実施して、残りはやらないということで、実際にその、この事業が始まってからもその単価を切った2回、2年間、21、22年ですか、については実施していないということで、今回もその単価を切ってるということで、実施しない方向で、今、方向です。以上です。

議長  
3番高木議員

3番 高木さん

福祉灯油事業ということで、今説明を受けたんですが、平成26年度において、村においてはオール電化の住宅もありますということで、そちらにも対応するように、光熱費等の助成という部分で、オール電化の部分を含めて、どんぐり商品券で弱者対策という方向性に転換をした中で行ったと思ってるんですが、その部分について、今年度については住民に対して、それが説明がつくのかどうか、その辺も含めてちょっとご返答願いたいと思います。

議 長  
保健福祉課長

安部保健福祉課長

その点に関しましては、昨年度の議会答弁の中で、あくまで燃料を確保するのが困難な弱者の対策という形でご説明、確かさせていただいてる、理事者答弁にあったと思うんですけども、その面において、やはり燃料確保ということ、元々のこの福祉灯油の大前提でありますので、その点で今年はやらないと、単価の関係でやらないということ、今のところ進んでおります。以上です。

議 長  
3番高木議員

3番 高木さん

ちょっとしつこいようで申し訳ないんですが、昨年度のその方向性の転換においては、オール電化の方で、電気料も高くなりましたよと、灯油を使ってない人達の不平等性もあるので、オール電化も対応しましょうということで、方向転換をして福祉灯油ではなく、弱者対策ということで、事業に変化したんだと認識してるんですが、その部分を含めての説明がちゃんとできるのかということ、ちょっと聞いているんですが、もう一度よろしくお願いします。

議 長  
村 長

西山村長

この部分なんですけれども、いわゆるですね、高木議員さんおっしゃったようにですね、弱者対策っていうことであればですね、これについてはちょっと考えなきゃいけないなというようなことは思っています。で、灯油価格についてはですね、要綱についてはですね、金額部分がありましてですね、今年の灯油の低い金額に収まっていますので、その部分から照らし合わせるとですね、そういうふうなことが考えられるんですけれども、この部分、きちんとですね、やっぱり整理をしなければいけないのかな、てなことを思っています。それはなぜかというんですね、やっぱり先ほどありましたように、電気料金の値上げ等がありますよね。それとかですね、オール電化の部分っていうことで、その部分もですね、ちょっと検討しなければいけないのかな、というようなことを思います。昨年ですね、議事録及びですね、昨年広報にですね、福祉灯油の助成を受け付けていますという広報の文面の中でですね、更別村では灯油の価格高騰や電気料金の値上げを受け、冬期の生活に深刻な影響が出ると考えられることから、昨年までの福祉灯油の制度を変更し、どんぐり商品券 15,000 円を助成することとしました。対象となる世帯の方は、役場、保健福祉課に申請してください、という文章が周知する部分が出ていました。ということで、性格上、その弱者対策とするのか、あるいはあくまでもですね、燃料の部分で考えていくのか、っていう部分についてはですね、若干こう、きちんとですね、要綱等も含めて整理をしなければいけないのかなということを考えてます。それについては検討させていただきたいなというふうに思います。で、今後ですね、いろんな金額とか、いろんな部分、上がったりでですね、また検討中、検討しましてですね、いろんな部分

で課題が出てきましたらですね、その都度ご提示をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういう形で、させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長  
3番高木議員

3番 高木さん

今の説明で、一応方向性はわかるんですが、一応何もなしに中止というわけにもいきませんので、やっぱりきっちりと、やっぱりその辺の通知というか、広報はやっぱりきっちりと、やっぱりさせていただきたいなと思っておりますし、できるだけ早めに検討していただいて、やっぱり年度内に出すのか、出さないのかという部分を、やっぱりはっきりとすべきだとは思っておりますし、あと今、村側では公営住宅も含めて、若葉町も含めてオール電化の公営住宅を造ってるわけですから、やっぱりそういう部分の光熱費の対象というものも含めて、村で推奨してるわけですから、オール電化を、だからそういう部分を含めた中の検討もきっちりと進めながら、やっていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長  
村長

西山村長

そういう形でですね、今仰られたことを含めてですね、検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

議長

ほか、ございませんか。

7番本多議員

7番 本多さん

7ページの農林水産使用料の部分でございますけれども、今回6,487千円の入牧料の減額ということですが、これは本当に当初予算から比べて、かなりの減額だというふうに思うんですが、ただ少なかったから減額ということで、これはあの、村が運営している部分なので、やはりこの辺についてちょっと、今後心配な部分があるんですが、来年は畜産クラスター事業等も含めた中で、預託施設を建設するという考え方もあるわけですが、そういったことも含めて、今後の村営牧場の運営方法について、どういうふうにお考えになっているか、ちょっと伺いたいと思います。

議長  
産業課長

本内産業課長

ただ今ご質問いただいた件でございます。入牧使用料につきましては、入牧頭数の大幅な減ということでございまして、26年度と比較した場合にですね、離農ですとか、搾乳を中止された農家の方で、たまたま牧場を利用されていた方が、そういうような状況になっているというようなことがございまして、当初予算の見込みよりですね、大幅に頭数が減少した結果、入牧料が減少したというところでございます。ご質問にありました、来年度以降に向けたですね、今後の牧場の運営につきましてはですね、現在28年度予算編成作業を進めているところでございますけれども、牧場の方もですね、経営でございますので、赤字ありきで経営するという考えは持ってございません。そのためです

ね、今回、今の時期としてはあんまり調査はしたことはないんですけども、来年度の牧場への入牧希望、意向調査というのをさせていただいております。で、それを踏まえて、当初予算の方の編成作業を進めていきたいと。今の現段階ではですね、本年度 273 頭の入牧、いただいていたんですけども、おおよそ同等の希望が上がってきているところがございます。これを踏まえたですね、支出の方の、運営の方ですね、牧場管理人の人数、シフトの体制ですとか、係る経費ですね、こういったものを算定しながらですね、極力赤字が膨らんでいかないように予算編成をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長  
7 番本多議員

7 番 本多さん

先ほどもちょっとお話した、されたんですけども、預託施設ですね、その辺との絡み合いってというのは、どういうふうになっていくのか、ちょっともう一度。

議 長  
産業課長

本内産業課長

預託施設の整備事業につきましては、先月ですね、運営の母体となる農事組合法人更別カーフセンターが設立されたところがございます。村、農協連携の下にですね、施設整備に向けて現在事業を進めている最中でございます。現在、補助申請等ですね、申請作業、ヒアリング等の最中ということでございまして、会社が設立されたということもありまして、これから施設の内容ですとか、使用される機械、そういったものがですね、詰めていくような作業スケジュールになってございます。こうした施設が、現在村営牧場の中に整備するということでございます、それに伴う入牧頭数の減少も当然、また考えられるところなんですけれども、現行ですね、放牧と預託を両方を運営していくというようなことが、会社の方といたしますか、運営をされる農事組合法人の方では、スタートの段階からそういうような事業を拡充してといたしますか、上げた中で運営するのは難しいというようなお話も聞いてございまして、現在のところはですね、来年度も引き続き、村営牧場は運営してまいりたいというように考えているところがございます。今後につきましては、事業の推移をですね、預託施設の方の運営状況ですとか、それに伴う入牧頭数の推移、こういったものを鑑みながらですね、将来的に事業が統合できるのであれば、そのようなことも視野に入れた検討を進めてまいりたいというようには考えてございます。以上です。

議 長

ほか、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これでは再開をいたします。 (12時24分)

議 長 これから議案第72号、平成27年度更別村一般会計補正予算(第4号)の件を採決をいたします。  
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
 したがって、本案は原案のとおり可決をされました。  
 ここで、昼食のため、午後1時50分まで休憩いたします。  
 (12時24分)

議 長 それでは再開をいたします。 (13時49分)

議 長 日程第14、議案第73号、平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 西山村長

村 長 議案第73号、平成27年度更別村国民健康保険特別会計補正予算、第2号の件であります。第1条であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。内容について、ご説明申し上げます。補正予算はございませんので、事業勘定の歳入のみご説明を申し上げます。4ページをお開きください。款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金におきましては、3,015千円追加するものでございます。内容の説明でございますが、保険基盤安定繰入金保険税軽減分は、軽減者数の減に伴い、マイナス112千円、保険基盤安定繰入金保険者支援分は、財政支援の補助率引上げ及び対象枠の拡大に伴いまして、2,736千円を追加し、福祉医療無料化波及分は、一般会計における重度障害者医療補助費の増加に伴い、医療費無料化に係る国保会計波及分として、391千円を追加するものでございます。その下、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、3,015千円を減額するものであり、減額の理由につきましては、一般会計繰入金増額に伴う財政調整分となっております。以上、ご提案、説明申し上げます。ご審議の方をよろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
 質疑の発言を許します。  
 ございませんか。

5番 上田議員 5番 上田さん  
 基金の繰入金の関係なんですけども、今現在ですね、どのくらいになって、多分あの、多分っていうよりも、予定では平成30年度でしたか、道に移管されるっていうような状況になっていると思うんですけども、それまでその基金がですね、今持っている基金で対応できるのかどうか、その点についてちょっと伺います。

議 長  
保健福祉課長

安部保健福祉課長

基金ですけれども、平成 26 年末残高で 70,832 千円があります。それ  
です、今回減額しましたけれども、一応取崩し額で 18,820 千円を、  
あ、すいません、18,882 千円を予定しております、27 年度末基金残  
高にしましては、51,975 千円の予定でございます。このペースでい  
きますと、28、29、30 年です、では、基金は 0 になる可能性があり  
ますけれども、基金をです、必ずしも 0 にしなきゃならないというも  
のでもなくて、基金をもってです、30 年の広域化時には、その基金  
をもって保険料の軽減に充ててもいいよということになっております  
ので、なるべくなら基金取崩しをしないで進めていきたいと思いを  
ます。以上です。

議 長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第 73 号、平成 27 年度更別村国民健康保険特別会計補  
正予算(第 2 号)の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長

日程第 15、議案第 74 号、平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特  
別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長

議案第 74 号、平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算、第 1 号の件であります。第 1 条であります、歳入歳出予算の  
総額に歳入歳出それぞれ 388 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳  
入歳出それぞれ 55,818 千円とするものであります。内容の説明であり  
ますが、歳出から申し上げます。6 ページをご覧ください。款 2 後期  
高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目  
1 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、388 千円を追加するも  
のでございます。補正内容の説明でございますが、後期高齢者医療広  
域連合の納付金確定等に伴いまして補正するものでございます。次に、  
歳入であります、5 ページをお開きください。款 1 後期高齢者医療  
保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料につきまし

て、272 千円を減額するものでございます。その下、目 2 普通徴収保険料につきましては、1,175 千円追加するものでございます。内容の説明でございますけれども、いずれも調定実績及び今後の移動見込みによる補正でございます。款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、653 千円を減額するものでございます。内容でございますが、保険基盤安定繰入金につきましては、後期高齢者医療広域連合からの確定数値により、341 千円減額し、事務費対象分につきましては、平成 26 年度の後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担分の負担金の精算に伴いまして、312 千円を減額するものでございます。款 3 繰越金ですが、前年度繰越金として 138 千円を追加するものでございます。以上、提案説明を終わりたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。  
ございませんか。

議 長 (ありませんの声あり)  
これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。  
(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第 74 号、平成 27 年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を採決をいたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長 日程第 16、議案第 75 号、平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

村 長 西山村長  
議案第 75 号、平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算、第 1 号の件であります。第 1 条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 865 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,834 千円とするものであります。内容の説明でございますが、歳出の方からご説明申し上げます。6 ページをお開きください。款 1 水道経営費、項 1 水道経営費、目 1 水道管理費でございますが、865 千円減額するものでございます。内容でございますが、節 13 委託料を 164 千円、節 15 工事請負費を 717 千円、それぞれ減額し、節 27 公課費を 16 千円増額するものであります。内容説明でございますが、

水道施設維持管理経費の節 13 委託料につきましては、水道施設保守点検委託業務の入札執行残により、164 千円を減額し、節 15 の工事請負費については、簡易水道メーター取替工事の入札執行残で、231 千円減額するものでございます。水道管理一般事務経費の節 27 公課費につきましては、平成 27 年度分消費税の中間申告納付額不足により、16 千円を追加するものでございます。水道施設整備事業の節 15 工事請負費につきましては、南札内系統塩素注入設備設置工事につきまして、入札執行残として、486 千円を減額するものでございます。続きまして、歳入をご説明申し上げます。5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございますが、歳出、減額補正に伴い、財源補てん分の一般会計繰入金を減額するものでございます。款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございますが、前年度繰越金として、54 千円追加するものでございます。以上、提案申し上げます、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第 75 号、平成 27 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

議 長 日程第 17、議案第 76 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長

村 長 議案第 76 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算、第 2 号の件であります。第 1 条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,148 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 161,780 千円とするものであります。内容の説明であります。歳出からご説明申し上げます。7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 2 施設管理費、目 1 下水道施設管理費でございますが、977 千円減額するものでございます。内容でございますけれども、更別

浄化センター維持管理委託料につきまして、入札執行残により減額を行うものでございます。その下でございますが、目2 農業集落排水施設管理費でございますが、60 千円を減額するものでございます。内容ですけれども、上更別浄化センター維持管理委託料の入札執行残により減額するものでございます。その下、目3 個別排水施設管理費につきましては、517 千円を減額するものでございます。内容につきましては、浄化槽維持管理委託料につきまして、入札執行残により減額するものでございます。款2 事業費、項1 下水道整備費、目1 下水道建設費でございますが、594 千円を減額するものでございます。内容でございますが、公共下水道事業の変更計画策定に係る委託料につきまして、入札執行残により減額するものでございます。8 ページをご覧ください。款2 事業費、項3 個別排水処理施設整備費、目1 個別排水処理施設整備費につきましては、この後歳入でご説明申し上げますけれども、個別排水処理事業受益者分担金の一括納付があったことにより、当初一般財源で計上しておりました分を、特定財源に振替る、財源振替でございます。続きまして、歳入をご説明申し上げます。5 ページをお開きください。款1 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 下水道事業分担金でございますが、139 千円を追加するものでございます。内容ですけれども、下水道事業受益者分担金につきまして、2 年分を今年度一括納付する案件がありましたので、追加するものでございます。その下、目2 個別排水処理事業分担金ですが、200 千円を追加するものでございます。内容でございますが、こちらにつきましても、個別排水処理事業受益者分担金の5 年分を、今年度一括納付するものによる追加でございます。款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 下水道事業国庫補助金につきまして、297 千円を減額するものでございます。内容でございますが、特定環境保全公共下水道事業補助金につきまして、297 千円を減額するものでございます。対象事業につきましては、歳出でご説明申し上げます公共下水道事業の変更計画策定委託料の補正金額、マイナス 594 千円を計上させていただきましたが、補助率2 分の1でございますので、297 千円を減額するものでございます。款4 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきまして、2,246 千円を減額するものでございます。歳出の減額補正等に伴いまして、一般会計繰入金の財源補てん分を減額補正するものでございます。款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金でございますが、前年度繰越金として56 千円を追加するものでございます。以上、提案説明を申し上げ、ご審議の方をよろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ございませんか。

(ありませんの声あり)

|   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>これで質疑を終わります。<br/>         これから本案に対する討論を行います。<br/>         討論の発言を許します。<br/>         (原案賛成の声あり)</p>   |
| 議 | 長 | <p>これで討論を終わります。<br/>         これから議案第 76 号、平成 27 年度更別村公共下水道事業特別会計<br/>         補正予算 (第 2 号) の件を採決をいたします。<br/>         本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。<br/>         (異議なしの声あり)</p>   |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。<br/>         したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>   |
| 議 | 長 | <p>日程第 18、請願第 3 号、T P P から農業・農村及び国民の命と暮らしを守る請願書の件を議題といたします。<br/>         おはかりをいたします。<br/>         ただいま議題となっております請願第 3 号、T P P から農業・農村<br/>         及び国民の命と暮らしを守る請願書の件は、産業文教常任委員会に付<br/>         託をしたいと思います。<br/>         これにご異議ありませんか。<br/>         (異議なしの声あり)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。<br/>         したがって、請願第 3 号、T P P から農業・農村及び国民の命と暮らしを守る請願書の件は、産業文教常任委員会に付託することに決定をしました。<br/>         おはかりをいたします。<br/>         議事の都合により 12 月 11 日から 12 月 14 日までの 4 日間、休会いたしたいと思えます。<br/>         これにご異議ありませんか。<br/>         (異議なしの声あり)</p>              |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。<br/>         したがって、12 月 11 日から 12 月 14 日までの 4 日間休会することに決定をしました。<br/>         以上で本日の日程は全部終了いたしました。<br/>         本日は、これをもって、散会といたします。 (14 時 12 分)</p>  |